

令和6年度第3回審判講習会 実施要領

高知県内の柔道審判技能向上を目的として、令和6年度第3回審判講習会を下記の内容で実施いたします。

記

- 1、日 時 令和6年11月9日～11月30日
- 2、会 場 オンライン講習(Judo-Member)
- 3、対象者 B・Cライセンス保持者
- 4、申し込み方法 下記URLもしくはQRコードから
- 5、連絡先 上岡(090-7143-0121)

連絡事項

- 1 B・Cライセンス保持者は、ライセンス更新要件として毎年審判講習会を受講する必要があります。
- 2 第1回、第2回審判講習会に参加していない者については、今回受講しなければライセンスの更新ができないので注意してください。
- 3 受講は、Judo-Memberを使ったオンライン講習です。11月30日までに視聴が完了していなければライセンス更新ができませんので、必ず期間内に視聴を完了させてください。

申込みURL

<https://judo-member.jp/member/workshop-applying/1800/detail>



講習会申し込み・オンライン視聴について、不明点がある場合は、以下LINEグループ(審判講習会連絡用)を追加し、上岡までご連絡ください。



参考 公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程

(審判員資格の有効期間)

第10条 Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。

2. A～Cライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応答日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。

3. 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

Sライセンス審判員	審判員講習会を毎年受講すること 2年間に1度以上試合の審判に携わること
A～Cライセンス審判員	審判員講習会を毎年受講すること 試合の審判に携わるよう努めること

4. 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。